

関西生コン事件・第5回検証シンポジウム

中央労働委員会は変質したのか？

「関西生コン事件」の刑事裁判は1年間で3件の無罪判決が確定。無罪を主張してきた組合員のべ34人のうち11人が無罪を勝ち取ったこととなります。一連の弾圧が組合壊滅作戦だったことがいっそう明確になってきました。

ところが、労働委員会事件ではこの流れに逆行して、解雇撤回・原職復帰などの初審の救済命令を完全に覆す異様な命令を中央労働委員会が立て続けに出しています。中労委は、大阪広域協組による組合排除の指示を「合理的な行動と評価できる」「組合を嫌悪しその弱体化を意図したものと認めることはできない」とまで擁護してみせました。さらに、同協組による団結権侵害行為の責任を追及した大阪地裁の損害賠償請求訴訟でも敗訴判決が出されました。

刑事弾圧事件を強調して「関生支部は反社会的色彩の強い集団」と執拗にくりかえした同協組の印象操作を鵜呑みにしたお粗末な命令や判決にほかなりません。しかし、あいつぐ無罪判決でそんな見え透いた手法がすでに破たんしていることに中労委や裁判所は気づくべきです。

中労委は不当労働行為の判断のあり方や団結権救済機関としての使命を忘れ去ったかのようです。その変質を危惧する声は、労働事件にとりくむ各地の弁護団からもあがっています。各地のたたかいと現状認識を共有しつつ、今後の反撃の道筋を探るシンポジウムを企画しました。ぜひともご参加ください。

7/3 (水) 18:30~20:30

会場 連合会館2階 201号会議室

主催 関西生コンを支援する会

内容 特別報告 竹村和也弁護士(日本労働弁護団事務局長・常任幹事)

パネル討論 海渡雄一弁護士(支援する会共同代表)

三輪晃義弁護士(関西生コン弁護団)

コーディネーター 北 健一さん(ジャーナリスト)

資料代 500円